

はじめに



わが国の高齢化は、急速にすすんでおり、うるま市の高齢化率も17%となっております。一般的に高齢化社会とは、高齢化率が14%を超える社会の事を示しており、本市も高齢化社会を迎え、団塊の世代が高齢期を迎えると急速に増加し、ますます高齢化が進んでいくと予測しています。

高齢者の方々が、自立と尊厳をもって、健康に住み慣れた地域で安心して暮らしていることが、誰もが思い、地域住民のみなさんが望んでいると考えております。

高齢者の方々が、健康維持・増進や介護予防に取り組み、生きがいをもって地域づくりに参加でき、介護が必要な状態になったとしても、地域社会全体で支え合い、高齢者が生き生きと安心して暮らせるまちづくりを目指して、「おじー・おばーが生き生きがんにゅうに暮らすまち」をスローガンにうるま市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）を策定しました。

本市では、これまでも市民の皆さまのご協力のもと、高齢者福祉事業を展開してまいりましたが、今計画の実現は、自ら行う（自助）、隣近所や地域の支え合い（共助）、行政の施策等（公助）が一体となっていく地域包括ケアシステムを実施していく為に、市民の皆さまには、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました、うるま市高齢者福祉計画策定委員会の皆さまはじめ、ご尽力いただきました多くの皆さまに心から感謝申し上げます。

平成24年3月

うるま市長 島袋俊夫

目次

第1章 高齢者福祉計画等の基本事項	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけと期間	2
3. うるま市の高齢者を取り巻く現状と課題	3
4. 高齢者人口等の推計	5
5. 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本的な考え方	6
6. 施策の体系	11
第2章 高齢者福祉計画等の具体施策	13
基本目標I 生き生き、はつらつ高齢者が暮らすまち	
基本方針I-1 健康づくり・生きがいくりの充実	13
基本方針I-2 介護予防・介護保険サービス等の充実	18
基本目標II 高齢者が安心して暮らせる支え合いのまち	
基本方針II-1 支え合いの仕組みづくり	30
基本方針II-2 安心・安全なまちづくり	34
第3章 計画期間中における介護サービス量等の見込み	37
1. 介護給付等サービス利用者のイメージ	37
2. 介護保険料算定のながれ	38
3. 介護サービス量等の見込みと介護保険料の算定	39
第4章 日常生活圏域での具体施策	51
1. 日常生活圏域	51
2. 日常生活圏域高齢者二一ズ調査結果の概要	53
3. 住民参加による施策の推進	55
4. 日常生活圏域別の具体施策	55
第5章 計画推進に向けて	71
資料編	73

第1章 高齢者福祉計画等の基本事項

1. 計画策定の背景

国においては、本格的な高齢社会に対応すべく、高齢者の視点で総合的な施策を推進するために平成元年（1989年）にゴールドプランを策定し、その後、平成12年4月の介護保険制度の導入を契機に、介護保険事業計画の策定を加え、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の下で高齢者施策の充実を図ってきました。

平成17年度には、在宅を中心に地域で暮らし続けていく視点を強化し、介護保険サービスの一層の充実を図るとともに、介護予防の推進、認知症高齢者支援の充実、地域ケア体制の構築等をめざしていくこととしました。（下表参照）

こうした流れを踏まえ、介護予防事業の推進、地域包括支援センターを軸に地域ネットワークの充実等を図り、今後とも、地域包括ケアの充実を図っていくことが重要であるとし、「高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方にに基づき、取り組むことが重要である。」（全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料 平成23年2月22日より）としています。

<平成17年度の介護保険制度改革の基本的方向>

介護保険制度の将来展望

- I. 介護予防の推進
（「介護＋予防」モデルへ）
 - ・総合的な介護予防システムの確立
 - ・統一的な介護予防マネジメントの確立
 - ・市町村事業の見直し
 - ・新・予防給付の創設
- II. 認知症ケアの推進
（「身体ケア＋認知症ケア」モデルへ）
 - ・地域密着型サービスの創設
 - ・地域における認知症ケア支援体制の整備と権利擁護システムの充実
- III. 地域ケア体制の整備
（「家族同居＋独居」モデルへ）
 - ・地域における包括的・継続的なケア体制の整備
 - ・総合的なマネジメント体制の整備
 - ・地域基盤の「面」的整備

<第5期介護保険事業計画の基本的な考え方>

地域包括ケアの推進

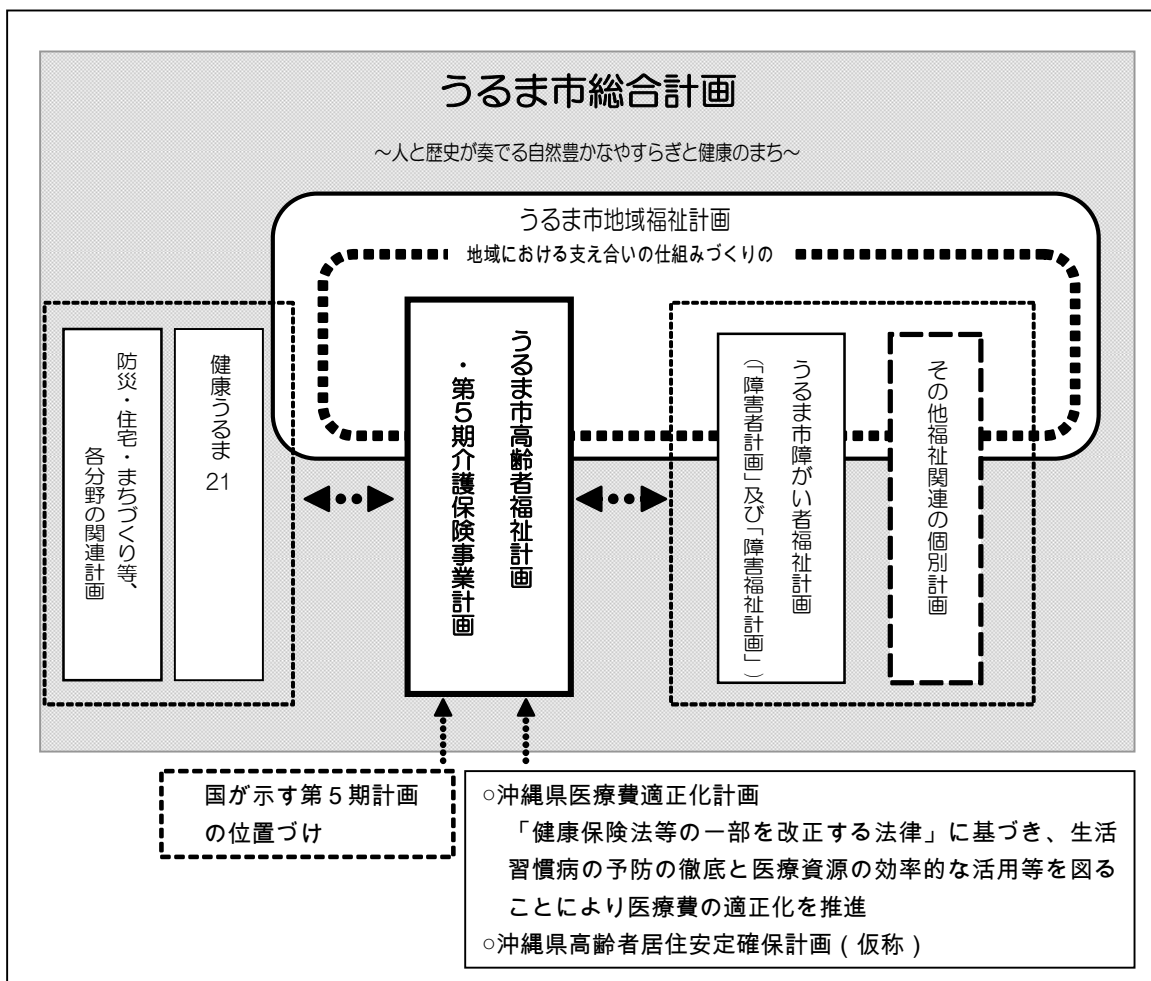
地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取り組みが包括的、継続的に行われることが必須。

- ①介護サービスの充実強化
 - ・特養などの介護拠点の緊急整備 等
- ②介護予防の推進
 - ・要介護状態としないための予防の取り組み 等
- ③医療との連携強化
 - ・24時間対応の在宅医療やリハビリテーションの充実強化 等
- ④多様な生活支援サービスの確保
 - ・様々な生活支援（見守り、権利擁護等）サービスの推進 等
- ⑤高齢者の住まいの整備
 - ・サービス付高齢者住宅の制度化 等

2. 計画の位置づけと期間

本計画の位置づけは以下に示す通りです。うるま市のまちづくりを総括する計画であるうるま市総合計画、福祉部門を総括する計画であるうるま市地域福祉計画のもと、うるま市障がい者福祉計画等他の福祉分野の個別計画をはじめ、防災、住宅等の個別計画等との整合を図った計画となります。

■ うるま市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の位置づけ



本計画の期間は、平成24年度を初年度として、26年度までの3年計画となります。平成26年度には本計画の見直しを行います。

3. うるま市の高齢者を取り巻く現状と課題

(1) 特定高齢者（二次予防事業対象者）の介護予防活動への支援強化

今後、高齢者が増加していく中で、要介護高齢者の増加も見込まれます。そうした中で、健やかな高齢期を過ごすために要介護状態にならないよう、その予防活動への取り組み、特に要介護者の予備群とされる二次予防事業対象者の対策が重要となります。

そうした中で、本市においては二次予防事業対象者の把握が十分とは言えず、訪問活動の充実等により、その把握を図っていく必要があります。また、把握した二次予防事業対象者については、介護予防事業への参加並びにその後の継続的な介護予防活動への取組みが重要となりますが、介護予防事業への参加者が少なく、啓発等を進め参加促進を図っていく必要があります。さらに、事業終了後の継続的な介護予防活動のための受け皿づくり（自主サークルや活動拠点の確保等）が必要となっています。

(2) 地域における高齢者の活動の場の充実

生きがい活動事業の一つであるミニデイサービスは、利用者の高齢化、参加者の固定化により新たな参加者が少ないです。また、地域によっても取組活動に差異があります。

今後、参加者の増加と内容の充実を図っていくとともに、活動が低調な地域への支援を進めていく必要があります。

(3) 地域における要援護高齢者の支援体制の充実

見守りが必要な高齢者の把握については災害対策上も必要なことから、今後地域との連携を進めながら可能な限り情報の共有を図るとともに、見守り等の支援体制の充実を進めていく必要があります。

(4) 認知症高齢者の予防・支援対策の充実

認知症の高齢者が年々増加しており、市民の認知症への理解や認知症予防への取り組みの充実が求められています。また、認知症に対する理解を得ながら地域が一体となって支えあうことができるよう、その支援を進める必要があります。

(5) 日常生活自立支援事業及び成年後見制度の円滑な利用

日常生活自立支援事業は、中部地域福祉権利擁護センターくくる（沖縄市社会福祉協議会内）が担当窓口となり事業実施していますが、利用希望者の増加に伴い、待機期間が長期化し利用が困難な状況になっています。また、成年後見制度

についても利用希望者が増加傾向にありますが、第三者後見人等の確保が困難となっています。

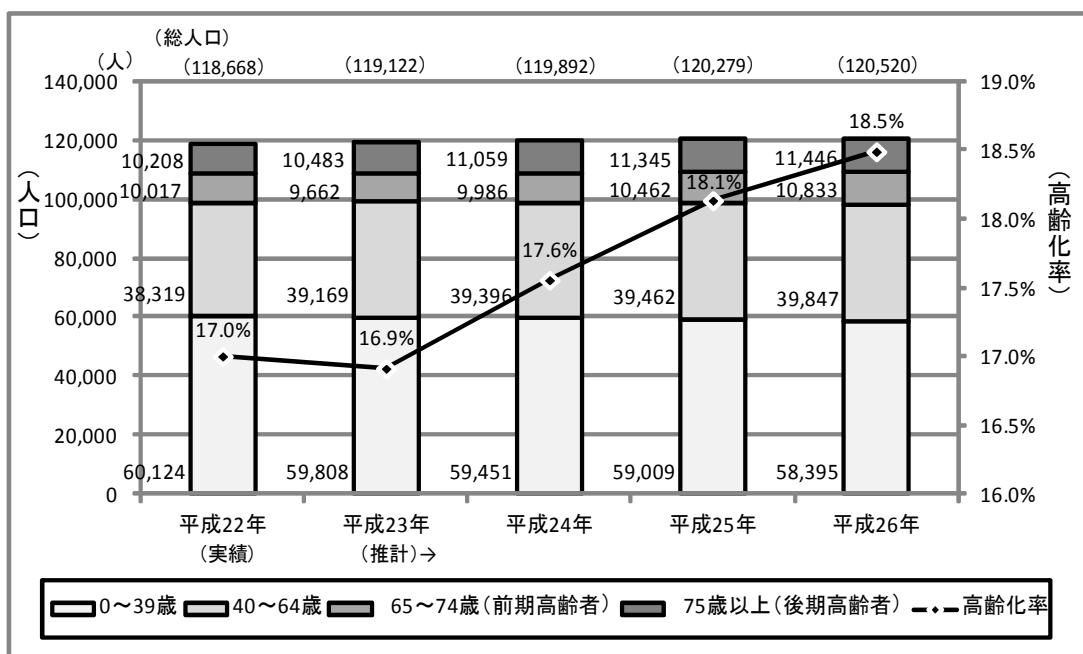
したがって、事業や制度のスムーズな利用を進めるために、日常生活自立支援事業の市単独実施や第三者後見人等の担い手の確保に向け、関係機関との連携を図っていく必要があります。



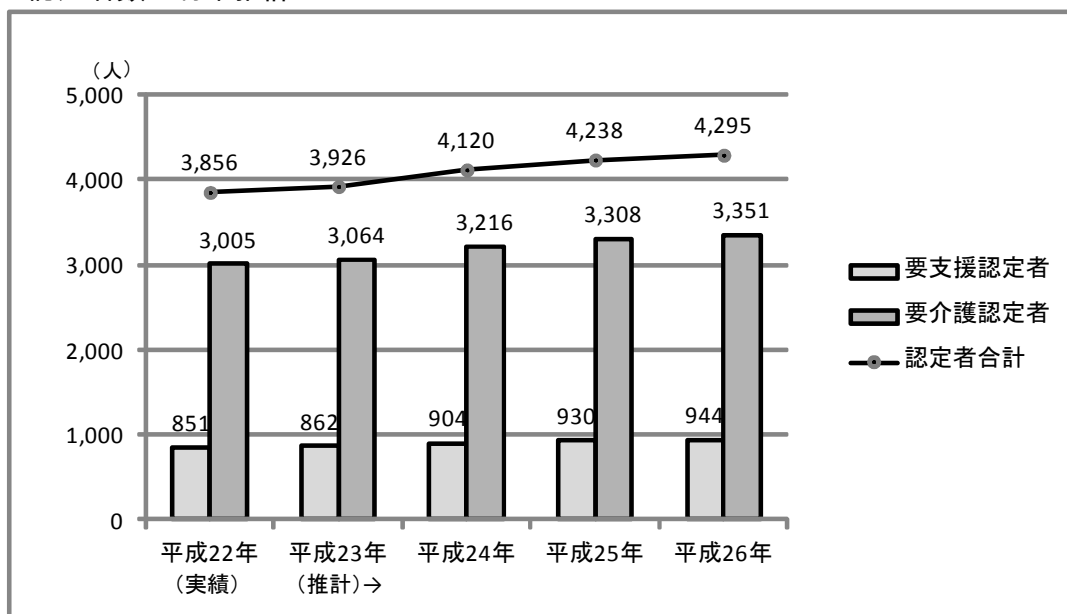
4. 高齢者人口等の推計

うるま市の高齢者人口は、平成22年10月1日現在20,225人で、総人口の17.0%を占めています。本計画の目標年となる平成26年には高齢者人口が22,278人、高齢化率が18.5%となり、今後ますます高齢化が進んでいくものと予測されます。また、介護認定者については、高齢者人口の増加に伴い増加傾向で推移するものと予測され、平成26年には4,295人と想定します。

■総人口及び65歳以上人口の将来推計



■認定者数の将来推計



5. 高齢福祉計画・介護保険事業計画の基本的な考え方

(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の理念

①計画の理念

うるま市は今後ますます高齢化が進んでいくと予想されることから、今ある地域の力、各種地域活動団体等の力を活かした地域における支え合いの取り組みや、保健・医療・福祉の関係機関・団体と連携した地域ケアネットワークの充実を図り、住民同士が支え合い、元気な高齢者も介護が必要な高齢者も住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けられるよう、様々な施策を展開していく必要があります。

そこでうるま市では課題解決に向けて、「自助・共助・公助」※の考え方を基本に、本計画の基本理念を「高齢者の自立支援」「高齢者の尊厳の確保」「社会参加の促進」「共に支え合う地域社会」と定めます。

高齢者の自立支援

高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で、できるだけ自立した生活が送れるよう、高齢者自らが介護予防や健康の維持・増進に取り組むことが大切です。また何らかの支援が必要な高齢者に対しては、適切な福祉・介護サービスの提供を図り、高齢者の生活を支援することが必要です。

高齢者の尊厳の確保

介護を必要とする状態や、認知症などによる判断能力の低下により何らかの支援が必要な状態になっても、高齢者の尊厳を確保し、その人らしい生活を送ることができる環境づくりが必要です。

社会参加の促進

高齢者はこれまでの人生の中で豊かな経験や技能を培ってきました。それらの経験や技能を活かすことが大切です。高齢者がその能力をもって地域づくりに参加できる仕組みづくりが必要です。

共に支え合う地域社会

高齢社会の進展の中で、将来に不安を感じている高齢者は少なくありません。住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域、行政等との協働をおし、ともに支え合い、ともに生きる地域づくりが必要です。

※「自助・共助・公助」とは

「自助」とは「自分で取り組むこと」、「共助」とは「隣近所や地域の支え合いによる取り組み」、「公助」とは「行政による個人や地域の取り組み支援」のことをいいます。

②うるま市の将来像

高齢者が望む支援のあり方や地域像等を踏まえ、本計画が目指すうるま市の姿を「おじー・おばーが 生き生き がんじゅうに暮らすまち ～市民の支え合いによる“いーやんべー”のまちづくり～」としました。元気な高齢者も介護を必要とする高齢者もそれぞれが尊厳を持って、生き生きと住み慣れた地域で暮らし、住民同士が互いに支え合い、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

おじー・おばーが 生き生き がんじゅうに暮らすまち

～ 市民の支え合いによる“いーやんべー”のまちづくり ～



(2) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本目標

本計画では、高齢者福祉及び介護保険事業の取り組みを通して、「おじー・おばーが 生き生き がんじゅうに暮らすまち ～市民の支え合いによる“いーやんべー”のまちづくり～」を実現していくために、次の2つの目標を掲げていきます。

基本目標 1	生き生き、はつらつ高齢者が暮らすまち
---------------	---------------------------

うるま市の高齢者は、多くが自治会や老人クラブ、公民館サークルなどの地域活動に参加し、生き生きと暮らしている様子が窺えます。一方で、ニーズ調査結果から、高齢者が介護予防活動や地域活動等の社会活動に積極的に取り組めるよう、その支援を充実していくことが必要であることが分かりました。社会や地域に関わりながら、暮らしていきたいという高齢者の願いを実現することが重要です。

そこで、高齢者が尊厳をもって心身ともに健康で生き生きと、あるいは介護が必要になっても生き生きと、地域で暮らしていくことができるよう、身近な地域での健康・生きがいづくり、並びに介護予防活動の支援強化を図るとともに、介護・福祉・医療サービス等の充実を通じて要支援・要介護者の支援を進めます。

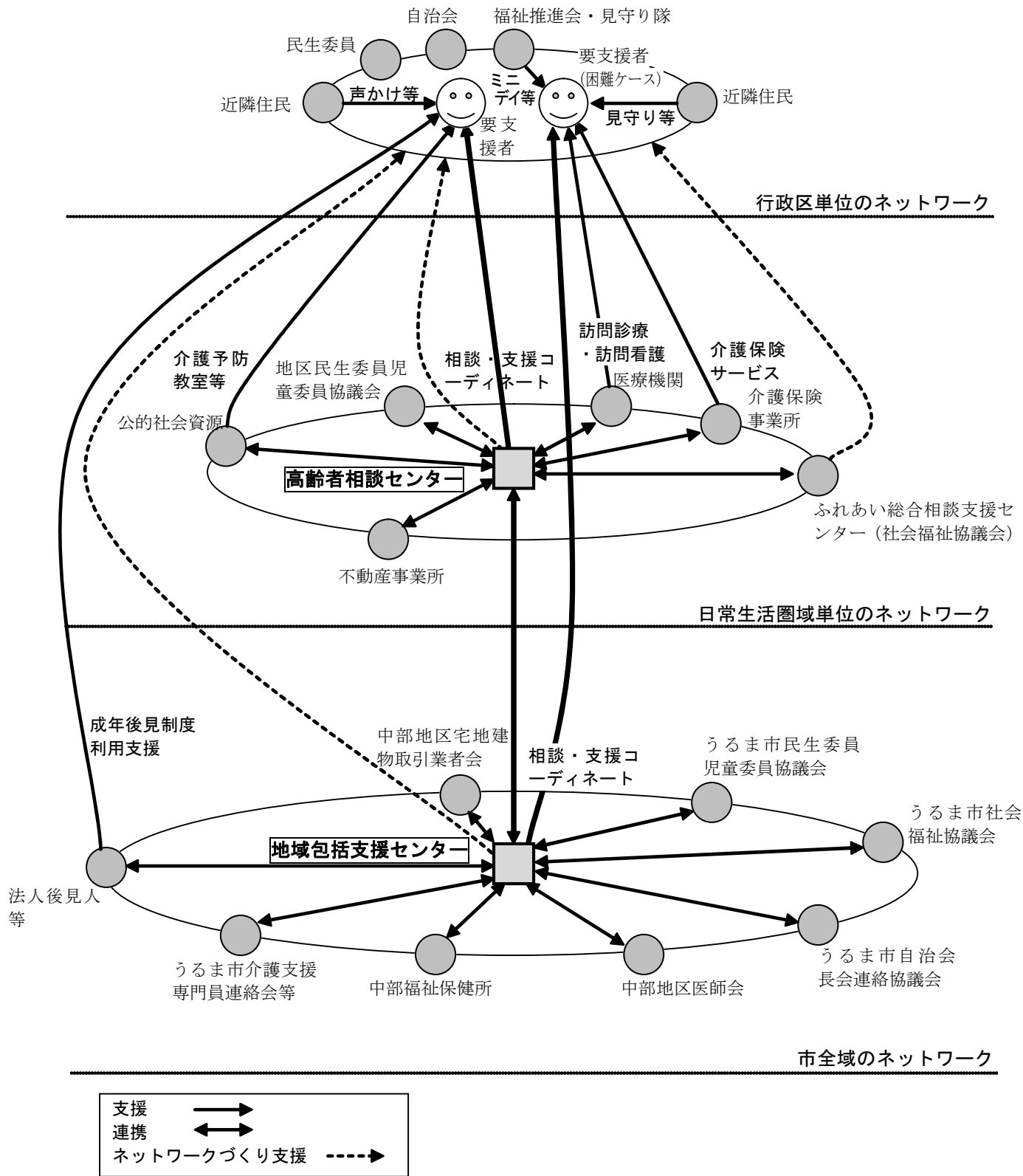
基本目標 2	高齢者が安心して暮らせる支え合いのまち
---------------	----------------------------

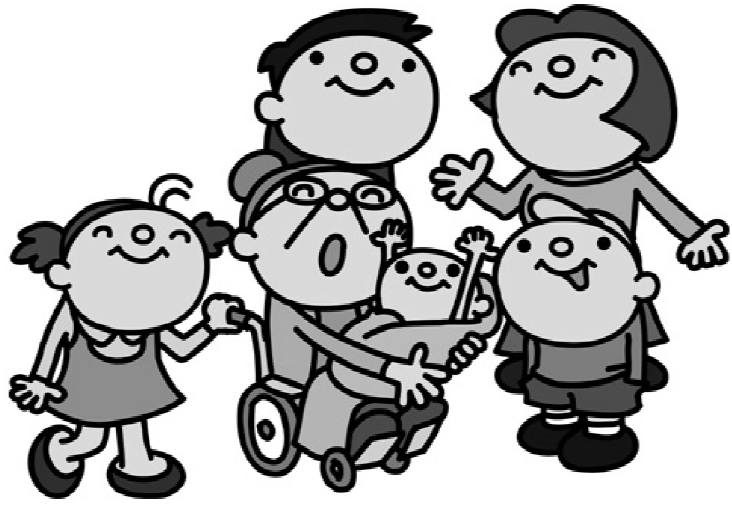
うるま市においては、日常生活圏域[※]ごとに高齢者の総合相談支援の窓口を設置し、各種相談、支援に対応しています。支援にあたっては地域社会との連携のもと、生きがい活動支援通所事業・地域型（公民館ミニデイ）、見守り活動、災害時の避難支援体制の構築など、支え合いの活動を進めています。今後、高齢社会が進む中で、市民によるこうした活動はますます重要となります。

そこで、高齢者が暮らす身近な地域での相談体制の充実を図るとともに、市民同士による支え合いが一層進んでいくよう、地域活動への支援等を進めます。また、安心・安全の視点から、先の支え合いの一貫として、災害時の要援護者支援の体制を確立するとともに、暮らしの基盤となる良質な住まい（有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅等）の確保に努めます。

※51 頁参照

◆うるま市地域包括ケアのイメージ





6. 施策の体系

本計画の将来像「おじー・おばーが 生き生き がんじゅうに暮らすまち」を実現するための、施策の全体の枠組みは以下のとおりです。

将来像	基本目標	基本方針	個別施策	具体施策	
おじー・おばーが 生き生き がんじゅうに暮らすまち	I 生き生き、はつらつ高齢者が 暮らすまち	I-1 健康づくり・生きがいづくりの充実	(1)健康づくりに関する普及・啓発の推進	①「健康うるま21」の普及啓発 ②健康講演会等の参加促進	
			(2)生活習慣病予防対策の推進	①特定健診・各種がん検診の受診勧奨 ②保健指導の実施	
			(3)生涯学習・生涯スポーツの推進	①生涯学習機会の充実 ②生涯スポーツ・レクリエーションの充実 ③健康福祉センターうるみんの活用	
			(4)地域活動の充実	①老人クラブ活動の支援 ②地域活動への参加促進 ③地域活動団体の活動促進	
			(5)就労支援の充実	①高齢者の就労支援の推進	
		I-2 介護予防・介護保険サービス等の充実	(1)介護予防の推進	①二次予防事業対象者把握の充実 ②二次予防事業の充実 ③一次予防事業の推進 ④介護予防支援の充実	
			(2)介護保険サービスの充実	①介護予防・居宅介護サービスの充実 ②地域密着型サービスの充実 ③施設・居住系サービスの充実及び整備促進 ④低所得者に対する負担軽減 ⑤介護支援専門員との連携及び包括的継続的支援の推進 ⑥介護保険サービスの質の確保と向上	
			(3)福祉・医療サービスの 充実	-1 在宅福祉サービスの実施	①軽度生活援助事業の実施 ②食の自立支援事業 ③老人福祉電話貸与の実施 ④緊急通報システム貸与の実施 ⑤ふれあいコール事業の実施 ⑥在宅老人日常生活用具給付事業の実施 ⑦外出支援サービスの実施 ⑧高齢者紙おむつ支給事業の実施 ⑨在宅介護者手当の支給
				-2 家族介護者支援の充実	①家族介護支援事業の推進 ②在宅介護者の活動支援
				-3 施設サービスの実施	①養護老人ホームへの入所措置の実施 ②高齢者等緊急一時保護事業の実施
	-4 在宅医療等の充実	①在宅療養支援診療所等の確保 ②看取り体制の充実			
	II 高齢者が安心して暮らせる 支え合いのまち	II-1 支え合いの仕組みづくり	(1)地域における支え合いの体制づくり	①地域包括支援センター及び高齢者相談センターの充実 ②地域ケアネットワークの充実 ③住民主体の支え合い活動の推進	
			(2)総合相談支援の充実	①総合相談体制の充実 ②権利擁護・成年後見制度の活用 ③高齢者虐待への対応	
			(3)認知症高齢者への支援対策の強化	①認知症に関する普及啓発事業の推進 ②認知症ケアサポート体制づくりの推進	
		II-2 安心・安全なまちづくり	(1)防災・防犯対策の充実	①災害時要援護者支援体制の充実 ②自主防災組織の組織化促進 ③高齢者等緊急一時保護事業の実施（再掲） ④消費者保護対策の充実	
(2)住宅・住環境の充実			①高齢者向け住宅の整備促進 ②有料老人ホームの届け出促進 ③有料老人ホーム事業所連絡会（仮称）の設置支援 ④高齢者が利用しやすい住宅の普及促進 ⑤高齢者が利用しやすい公共空間の整備		

